

六 漢、吳、唐音及び朝鮮語の字音

國語中の漢字音に漢音、吳音、唐音等の別あることは何人もよく知つて居ることであるが、朝鮮語中の漢字音にも二種以上の別を有して居るものがあることは、大いに注意を要すべきことである。今逐次國語及び朝鮮語の漢字音の種類に就き一言を費したいと思ふ。

一 日本に漢字の傳來した年代

國語の漢字音を論ずるに當つては、先づ漢字の我が國に輸入せられた年代を稽へて見る必要がある。漢字の我が國に傳來したのは、普通の説に従へば應神天皇の十五年百濟の皇子阿直岐が來朝し、其の翌年王仁が來て、論語千字文を獻じた時にあるといはれて居る。櫛原芳野の如きも「我紀元より應神帝の朝に至るまで、外國人の來りし事はあれども、文字の傳はりし事を聞かず。神功皇后新羅を伐し時より、韓に往來多ければ、差文字も傳はりしなるべし。云々」といつて居る。漢字の傳來は果して此の時に始まつたものであらうか。吾人は改めて之を研究する必要を認めるのである。

之が研究に當り、吾人は先づ應神天皇以前に於ける日本と支那との直接交渉の有様を考へねばならぬのであるが、夫等の證は歴々として史上に散見して居る。即ち我が天明四年に筑前國那珂郡滋賀島の土中から「漢委奴國王」と刻せる金印を發見したことがある。之は即ち「後漢書」卷一光武帝本紀に「中元二年（垂仁帝八十六年）春正月辛未、東夷倭奴國王遣使奉獻云々」とあり、又同書卷百十五東夷傳に「建武中元二年、倭奴國奉貢、朝賀使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬云々」とあるのに思ひ合は

すべき事であつて、此の金印こそ後漢の光武帝が筑前國伊觀縣主某に與へたものと思はれるのである。又後漢書東夷傳に「倭在韓東南大海中、依山島爲居、百餘國皆稱王、自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國、皆稱王、世々傳統、其大倭王居耶馬臺」とあり（之は西紀一、二世、紀の頃ならん）、又同書安帝永初四年（熹行帝四十年）倭人奉獻すとあり、「三國志」には彼の使臣が日本に渡來し、對馬を経て九州に至り、末廬、伊都、奴國、不彌國、投馬、邪馬臺、狗奴を巡行したといふ記事があり、尙其の他にも、彼我の往來のあつたことは想像するに難くないのであるから、漢字も必ずや應神天皇以前に我が國に知られて居たものと考へねばならぬのである。「日本書紀通釋」に「されば朝廷には知しめさずとも我皇國に漢文字の傳はり來りしは、垂仁天皇の御世の末頃と定めて見れば、神功皇后征韓の御時までは、凡百五十年程もあるべく、さばかり年経る程、私に漢土に交通したらんには、彼國に用ひし文字を、かつくも習ひて事通はし、將た己が爲にも用ひたるべく、さる中には彼國籍をもおろく讀辨ふる者もありたるべし」といつて居るのは、頗る當を得た論のやうに思はれる。

次に朝鮮との關係はどうであつたか。古くは素盞鳴尊が日韓兩國の間を往復せ

られたことは、今更事新しく述べる必要はない。其の後垂仁天皇の十年、即ち新羅始祖三十八年に當り、倭人瓠公なる者が瓢を腰にして朝鮮に渡つたといふ記事も見えて居るから、其の他の交通の行はれて居たことも、略推知するに難くないのである。伴信友の『讀史竊述』に孝靈天皇の朝、新羅の王子天日槍渡來して妻子をまうけ、日本に歸化したのが、當時朝鮮には既に支那文字が輸入せられて居たことは明かであるから、彼も勿論文字を知つて居たに違ひない。さすれば日本に漢字が渡來したのも随分古い事であると論じて居る。但し之に對し、黒川眞頼氏は「天日槍の歸化は事實なりとするも、其時代は遠く神代の時にあり。連を支那に合すれば、周より遙かに以前の事なり。されば天日槍は韓人なれど漢字を傳へしものにあらず。韓國に漢字の行はれたる形跡の見ゆるは、新羅王昔脫解の時にあり。而して崇神十一年以後韓人の我國に歸化せるもの極めて多きを以て見れば、我國に漢字の傳來せしは、蓋し崇神の朝に始まれるものなるべし」といつて、年代上から些か反對の意見を述べて居る。又新井白蛾は白石の説を補つて「サラバ文字ハ應神帝以前ヨリ渡テ、其行ハル、コトハ應神ノ朝ヨリ盛ナリトイフベキニヤ」と

論じて居る

以上の如く漢字傳來の時代に就いては諸説紛々として歸する所を知らざる有様であるが、吾人は一方の論者のいふ如く、何故に經典傳來の時を以て漢字傳來の嚆矢となさねばならぬかを疑ふものである。漢學傳來と漢字傳來との年代は必ずしも相合致することを必要としないのである。漢學の傳來によつて我が國人が直ちに之を學修する程の準備と文化とを有して居たとするならば、縱し正史上には載つて居ないにしても、漢字位の事は或一部の人々否可なり廣い範圍まで既に行はれて居たと認めねばならぬと思ふのである。

二 漢吳音

然らば當時傳來した漢字の音は所謂吳音であつたか、漢音であつたか。これも昔から説の存する所で、俄に斷言することは出来ぬが、今は唯諸學者の説を參照し、概ね其の歸着する所を述べるに止めようと思ふ。

從來の學説は漢言を以て支那北方の音、吳音を以て支那南方即ち江左の音とするけれども、今日の研究の結果から見ると、以上の如き區別は明に之を認めるこ

とが出来ぬのである。たはれ草（河森芳洲）などには「ある人吳音、漢音といふ事をたづねしゆゑ、吳音は韓國の字音、漢音はもろこしの字音にてさふらふ。されど年をへて、いつとなく此國のこゑとなりたるなりとこたへき」と論じて居る。故に今茲では兩者の區別とか、又は兩音發生の原地とかを追究することは止めにして、單に所謂漢吳兩音傳來時期の前後に就き觀察を試みようと思ふ。

漢吳音何れ
の傳來が早
かりしか

漢字傳來の起源する所の古かつたことは、既に前節に於て述べた通りである。併しながら書を讀むための音として我が國人が正式に漢字音を學んだのは、正史の傳ふる如く阿直岐及び王仁の來朝に始まるであらう。然らば當時用ひた音は漢吳何れの音であつたか。應神天皇以後、繼體天皇の七年には百濟より五經博士段揚爾來り、同十年五經博士高安茂が段揚爾に代つて來朝したといはれて居るが、其の音たる果して漢音、吳音の如き支那固有の音であつたか、或は朝鮮音化せられた字音であつたか、毫も之を知るよしが無い。新井白石の如きは、當時の字音を以て漢音なりとし、只文獻ノ徵トスルニ足レルヲ取テ、漢音ノ傳ハレルコトハ王仁ガ來リシ日ニ始マリ、吳音ノ傳ハレルハ佛像經論ノ來リシ日ニ始マレリトスル

ニハ如クベカラズ」と論じて居る。

尙は此の點に關し諸學者の説を辿つて見ると、本居宣長は漢音の傳來を欽明朝の頃であらうといひ、「和訓栞」(谷川、士清)「衝口發」(森井、貞幹)等は推古の御代遣唐使以後の事なるべしといひ、三音正譌(僧文、雄)には元明天皇の時に至るまでは、唯吳音のみであつたといひ、又延暦以前漢音なしといひ、其の他多數の學者の説は、年代の前後はあつても、兎に角吳音は漢音よりも早く我が國に傳來したものであるといふことを認むる點に於て一致して居る。

兩音傳來の由來は以上の諸説によつて略其の歸着する所を知り得るのであるが、斯の如くにして何時の間にやら我が國には兩音の對立を見るに至つたらしく、延暦の頃には既に其の形迹を史上に認めることが出来る。即ち延暦十七年格太政官宣曰、諸讀書出身等令讀漢音、勿用吳音といひ、延暦十七年詔用漢音讀五經、明經之徒從之讀十三經也、如詩文雜書吳漢雜用、佛書仍舊以吳音讀焉といひ、延暦二十三年正月の詔勅中に雖讀諸論若不讀經者亦不得度其廣涉經論習義特高者勿限漢音、自今以後永爲恒例などいへるを見れば、當時漢吳兩音の世に並び行は

れて居たことが知られるのである。其の他「古事記」は大體に於て吳音を用ひて居るけれども、時々變つた用法が出て來るし、「日本書記」「萬葉集」等は其の用法に於て毫も一定せる所無く、宛然漢吳併用の化物屋敷である。降つて「和名抄」、新撰字鏡等に至つても、明瞭な區別は少しも認めることが出來ぬ。此等によつて見ても當時漢吳兩音の並び行はれて居たことを知るに足るのである。

古音（高麗音）

それから或る學者になると、我が國の古書中には漢音でもない吳音でもない一種異様の音が用ひられて居ることをいひ、之を古音又は高麗音などと稱して居る。新井白石の「同文通考」、谷川士清の「倭訓栞」、本居宣長の「漢字三音考」、關政方の「聲調篇」、黒川春村の「音韻考證」等は皆之を認めて居る。或る人は之を以て漢魏時代の北方古音を傳へたものと論じて居る。

漢音なる語の兩意義

序でにいふが、延暦の頃用ひられた漢音なる語には、ごうも不明なる点が存して居るやうに思はれる。即ち延暦十一年の詔に「明經之徒不習正音、發聲誦讀既致訛謬、熟習漢音とあり、同十二年の制に、自今以後年分度者非習漢音、勿令得度とあり、弘仁八年の詔に「宜擇三十以下聽令之徒入色四人白丁六人、於大學寮使習漢語と

あり、續日本紀「承和十年朝野朝臣鹿取薨去の條に、少遊大學頗涉史漢、兼知漢音、始試音生」とあり、同書承和十二年の條に、善道朝臣眞貞の死を記し「但舊來不學漢音、不辨字之四聲、至於教授總用世俗踏訛之音耳」とあり、又同書嘉祥三年に帝明仁の聰明にましますを説いた後、最耽經史、講說不倦、能練漢音、辨其清濁とある。此等の漢音、漢語なる語を以て、宣長は皆其の當時の漢國の音であつて、我が國に於て定めた漢音のことではない。當時既に此方にて定まつた字音があつたから、之に對へて漢國の音を漢音と稱したのであるといつて居る。天武の朝大學に音博士を置いて以來、持統の朝に唐の音博士薩弘格、續守言來り、又神護景雲年間に唐の音博士袁晋卿等の來朝した記事が見え、大學式に、凡試年分度者、遺音博士二人就僧綱所試漢音などあるを以て察すれば、當時朝廷では漢人を師とした形迹が見え、且つ上掲の文中にも「試音生」とか「辨清濁」とか「不辨字之四聲」とかいつてあるのを以て察するに、此處の漢音といふのは、宣長の言の如く漢國の音を意味して居たやうに思はれる、併しながら同じく延暦の詔勅中に諸讀書出身等令讀漢音、勿用吳音などいへる漢音は、どう考へて見ても、吳音に對立せしめたものとしたか

解釋することが出來ぬ之を要するに當時用ひた漢音なる語は、以上の兩義に用ひられたと見なければならぬのである。今假りに宣長の説を是認して當時の漢音なる語は漢國の音の意義であるとしても、彼の所謂漢國の音とは果して我等のいふ漢吳何れの音を指すのであらうか。三音考中に「かの漢音とあるは、眞の漢國の音の事にして、此方の漢音にはあらず。既に彼國の眞の音を習はしめ給はん程ならんには、必ず彼國の漢音こそありけめ、吳音にてはあるべからず」といへるを以て見れば、彼の所謂延暦時代の模範的の字音といふのは、當時に於ける支那漢國の漢音（吳音に對する）を意味したやうに思はれるのである。

對馬音

又「悉曇三密抄」に「初金禮信來留對馬島傳吳音、學國學之、因名曰對馬音、次表信公來筑博多傳漢音、是曰唐音」と見ゆ（『悉曇藏』にも「對馬貢銀記」には「欽明天皇之代、佛法始渡吾土、此島有一比丘尼以吳音傳之」と見ゆ、「政事要略」には「大織冠鎌足執政時、百濟禪尼法明來于對馬島、吳音誦維摩經、因吳音曰對馬讀、乃吳音之起源也」など書いてあるけれども、此等を以て直ちに漢音、吳音の起源と稱することの不可能なるは三音正譌や漢字三音考等にも述べてある。

三 唐音及び宋音

唐音と稱するものは抑何であるか。源弘賢が「漢音考」中に「問、今ノ唐音ハ何ノ時ヨリ傳ハルニヤ。答、後二條院ノ嘉元四年（德治二年寧一ニ、コトゴトク唐音ヲ記シタリ。元ノ代ニ此頃ゾ今ノ唐音ノ行ハル、濫觴ナルベキ。又問、
アシシヨアンビシヤビヤビシンビシ）行在所行燈花瓶茶瓶草瓶天秤ナド云ル詞ノ行ハル、ハ何ユヘザヤ。答、コレハ京都將軍ノ代ニ、五山僧頻ニ營中ニ立入テカク唐音ヲ云フラシケンヲ、柳營ノ寵アル僧等ノコトユヘ、自然ト世間ニ移リテ、今ノ世ニテモ云ナラハセシナルベシといへるを以て、其の一般を知ることが出來よう。即ち唐音とは禪宗の傳來と共に我が國に入つた當時の漢字音を目していふのである。當時我が國と宋との交通は頗る盛況を極めたもので、先には尙然、寂照等の僧が彼の國に渡つたのを初とし、覺阿、榮西等が鎌倉時代の初期に歸朝したといふ事實もあるから、彼等は皆唐音を我が國に傳へたと思はれる。德治二年に出版せられた虎關禪師の「聚分韻略」には唐音で振假名をしてあるし、其の後の書にも之と同様のものが随分多いやうである。室町時代になると所謂五山文學として、一種特別なる趣味を帯びたる文

學が僧侶の間に盛んに行はれ、朝廷の内外に於て僧侶は隱然として偉大なる勢力を有して居たものである。随つて彼等の用ふる言語は滔々として民間にも流れ込み、唐音は日常語としても使用せらるゝに至つたのである。五山僧徒の講述した抄物類及び説教書等には、著しく其の面影を認めることが出来る。例へば「沙石集」には法施ホツシ、外用ゲイウ、大悲ダイヒ、利益リキ、濁世ジュクセ、勇猛ユウモウ、酒肉シュウニク、影像イマウの如き、「碧巖錄抄」には請益シンエキ、胡論ロ、兄弟ケイテイ、詐明サメイ、頭蒸餅チウヂンビンの如き類、又彼の「溫囊抄」などには、今日尙ほ吾人の屢使用する請シ暇カ、行脚ギョウキョク、鈴法リンハフ、眷諷ケンフ、經看キンカン、挑灯チウテン、行在ギョウザイ等の如き語を発見することが出来、「節用集」などにも、今述べた以外に下火アホ、杏子アンズ、衣鉢イハツ、侍者シヤクサ、饅飩マンドウ、紅糟ホンサウ、胡散コサン、羹カン、磬キン、火鈴カリン、塔頭タツダウ、樸子ハクシ、暖簾ノレン等の如き語を発見することが出来るのである。

兎に角鎌倉時代以後唐音の傳來せることは著しき事實で、唐音を知る歌なども多く作られたやうである。例へば

一は五に四は二に通ひ五は三に

二三の時は本坐がへしぞ。

引くははね、はぬるははぬる、入聲の

あしをきりすて三字中畧。

などの如きはこれである。一は五といふはアイウエオ（アは）、四は二に通ひ（オは）とはカ
 キクケコ（キは）、五は三に（クは）とはサシスセソ（スは）、二三の本坐（ソは）とはタチツテト
（チは）、の如きことを意味し引くはねどは東（ツは）、はぬるははぬるど
 は珍（チン）は入聲の足きるとは格（ハ）、達（タツ）、三字中畧とは玉（ギョク）畧
（リャク）の如きことをいふのである。倭訓栞にも之を説明して「南無阿彌陀佛を
 唐音にてのむをろどふと唱へトのをとの三音は一は五にと歌によめるものに
 して、なにぬねの、あいうねお、たちつてとの第一音轉じて第五音となるなり。むみ
 ふの三音は二三の時は本坐（ハ）がへしぞとよめるものにして、佛をふと唱るふは入
 聲の足を切りすてよとよめる是也。四は二に通ふは明をみんと呼が如し。五は三
 に通ふは村をすと註するが如し。引くはねは東をつんとよむの類撥るは撥る
 は珍をちんと讀むの類三字中略は玉をきくと呼ぶの類也といつて居る。併しな
 がら「三音正譌」には華音（彼は唐音を指し）の微妙なる此等の歌のよく盡し能はざ
 る所なるを説き「弗知有華音之在者之所爲、不耐抱腹者乎、夫華音之微密妙自非口

授莫由傳之」と論じて居る。余も勿論此等の歌は畢竟啓蒙のため早別り手段として世人に示したに過ぎぬものと思ふのである。

又唐音の外に宋音なる名稱を設ける人がある。或は之を以て唐音と同一物なりとし、或は全く別物なりと論じて居る。「三音正譌」の中、或る説を排斥する條下に「本邦中古相傳者有唐音宋音未知其備矣、我先輩問公曰、白色讀爲波幾世幾者唐音也、讀爲波世者宋音、斷曰舊來展轉譌謬者蓋非是、今世所謂五山唐音之類也」といひ、唐音宋音の區別の存しないことを論じて居る。吾人の考ふる所を以てするも、兩者の別は實際上存して居たのではなく、單に同一音に唐朝宋朝の名を取つて、之を唐音といひ宋音と呼んだのではあるまいかと思はれるのである。又「磨光韻鏡」(文)には唐音特に抗州音が、明朝の人によつて卑しめられたにも係らず、よく唐宋勅撰の韻書の規矩に叶うて居る点があるとして、唐音を華音と稱して居る。

以上文雄の説などの以外にも、徳川時代には長崎に岡島冠山の如き人あり、大いに唐音に通じ「唐話纂要」「唐譯便覽」「唐語使用」「字海便覽」等の書を著し、尙ほ其の他にも唐音のことを論じた人が澤山あつたに徴しても、如何に其の音が盛ん

に輸入せられたかを推測するに足るのである。併しながら實際上唐話の使用せられた範圍は詩人譯者又は商人等一部の人士に限られ、一般の人々の學習せる支那字音は、矢張り從來傳統し來つた日本化せられたる漢音吳音等の字音であつたらうと思はれるのである。

四 朝鮮字音の種類

國語の字音には前述の如く漢音、吳音、唐音等の區別があつて、之が學習に不便を感じることは誰しも認める所である。

然らば朝鮮語の字音は如何であらうか。或る人は朝鮮語の字音は唯一種に限られて居るから、國語の場合に比し學習上極めて便利であるといふ。成程朝鮮語の字音の種類は國語に比して少ないといふことは事實であるが、必ずしも一種とのみ限ることは出来ぬ。

例へば

顯著 (현저) 著手 (착수)

下降 (하강) 降伏 (항복)

報告 (보고) 忠告 (충고)

大率 (대율) 眞率 (진솔)

便利	大便	知識	識錄	星宿	宿所	自見	目見	殺戮	降殺	父母	亞父
(편리)	(대변)	(지식)	(지록)	(성슈)	(숙소)	(자연)	(목견)	(살륙)	(강쇄)	(부모)	(아보)
形狀	書狀	沈約	浮沈	音樂	哀樂	懇切	一切	不可	可不	忖度	法度
(형상)	(서장)	(심약)	(부침)	(음악)	(이락)	(간절)	(일체)	(불가)	(가부)	(촌탁)	(법도)
寺刹	司僕寺	星辰	生辰	貿易	容易	差誤	參差	變更	更又	善惡	愛惡
(수찰)	(소부시)	(성신)	(성진)	(무역)	(용이)	(차오)	(참치)	(변경)	(잉우)	(선악)	(이오)
減省	反省	衰敗	斬衰	行列	行實	又復	反復	人力車	電車		
(감성)	(반성)	(쇠패)	(참취)	(항렬)	(형실)	(우부)	(반복)	(인력거)	(던차)		

等は一字に對し二種の音を有し、しかも普通に使用せられる語どもである。二種の音のみにあらず、

多[○]數[○] (다수)
頻[○]數[○] (빈식)
數[○]罍[○] (축고)

飲[○]食[○] (음식)
饋[○]食[○] (饋소)
易[○]食[○]其[○] (이이기)

等の如く三音を有する場合も少なくない。

此等は國語の漢、吳、唐音等と其の趣を同じうするものと斷することは出来ぬやうであるが、此等字音の研究は朝鮮語の歴史的變遷を辿るに當り、必要缺くべからざる事業の一である。